

# 特別養護老人ホーム百里サンハウス 運営規程

## 1 事業の目的及び運営方針

特別養護老人ホーム百里サンハウス（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づくと共に指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

- 1 事業所の短期入所生活介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な提供に努めるものとする。

## 2 事業所の名称及び所在地

- 1 この事業を行う事業所に名称は「百里サンハウス短期入所生活介護事業所」（以下「事業所」と称する。
- 2 事業所は茨城県小美玉市下吉影2437-109番地に設置する。

## 3 職員の職種、人員数及び職務内容

事業所に次の職員を置く。

職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務可）
  - 1 短期入所生活介護従業者を管理し、適切な事業が行えるよう業務を統括する。
  - 2 利用者の心身状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、具体的なサービス内容を記載した短期入所生活介護計画を作成する。
  - 3 事業所に対する指定短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、短期入所生活介護従業者に対する技術指導、利用者の相談助言等を行う。管理者に事故がある時は、予め理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 医師 1名（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）
- (3) 生活相談員 1名以上（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）  
利用者の生活上の相談業務に従事する。
- (4) 看護職員 1名以上（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）  
利用者の看護、保健衛生業務に従事する。
- (5) 介護職員 7名以上  
利用者の介護、援助業務に従事する。
- (6) 管理栄養士 1名以上（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上（併設の指定介護老人福祉施設との兼務）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

生活相談員・看護職員・介護職員のうち1名以上は常勤とする。

上記に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことが出来る。

#### 4 短期入所生活介護の利用定員

指定短期入所生活介護の利用定員は多床室においては21名とし、利用定員を超えて短期入所生活介護の提供を行ってはならない。ユニット型個室においては長期入所の居室の空床利用とする。

#### 5 短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

短期入所生活介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の身体機能の維持及び、精神的負担の軽減を図る。また利用老人の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うと共に、その生活の質を図るよう実施し、特に処遇が漫然かつ画一的に行われることがないよう個別の援助目標を設定し計画的に行っていく。さらに、短期入所生活介護に当たっては親切丁寧を旨とし、介護上必要な事項は理解しやすいように指導しなければならない。また、送迎を実施する。

- 1 特別養護老人ホーム百里サンハウスの内容は前述の通りとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準額によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額に、居住費、食費を加えた額とする。

#### 居住費及び食費の自己負担額

居室に係る自己負担額	多床室		855 円/日
	ユニット型個室		2066 円/日
食費に係る自己負担額	朝食	310 円	1445 円/日
	昼食	654 円	
	夕食	481 円	

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している限度額とする。

- 2 前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
  - ① 送迎に要する費用（厚生大臣が別に定める場合を除く）
  - ② 理美容代
  - ③ 前各号に掲げるものの他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 3 次条の通常の送迎実施区域以外からの利用の要請があったときは、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - ・ 1回のご利用につき1kmあたり 100円

- 4 短期入所生活介護は、前項の費用の額にかかわるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明を

した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けてから実費を徴収する。

## 6 通常の送迎の実施地域

事業所の送迎の実施地域については、小美玉市（旧小川町・旧玉里村）鉾田市（旧鉾田町）行方市（旧玉造町）の区域とする。

## 7 サービスに当たっての留意事項

利用申し込み者の要介護の程度が重いことをもって、短期入所生活介護の提供を拒んではならない。（ただし、利用申込者の病状が重篤で事業所での対応が困難な場合、利用申込者の居住地と事業所との間が遠距離である場合、短期入所生活従業者の人数から利用申込者に応じきれない場合等、自ら短期入所生活介護の提供をすることが困難な場合を除く）この場合には、速やかに市町村等へ連絡等必要な措置を講じる。

適切な短期入所生活介護が提供出来るよう、開始に際しては、利用者の病歴、病状、介護の状況、家庭環境等の把握に努め、これらの記録を短期入所生活介護記録書に記入し保存する。短期入所生活介護の提供に際しては、利用者又はその家族等に対して適切な指導を行うとともに、介護支援事業者、主治医に対する情報の提供及び保健サービス又は他の保健サービスを提供する者との連携に努めなければならない。短期入所生活介護の利用開始に当たっては、利用申込者が受給資格であることを被保険者証により確かめなければならない。

## 8 緊急時における対応

短期入所生活従業者が短期入所生活介護を行っている時に、利用者の病状及び心身の状態が急変した場合は、次により速やかに適切な措置を講じなければならない。

- (1) 主治医に状況を連絡し、指示を仰ぐ。
- (2) 主治医の指示を家族に説明し、理解を求める。
- (3) 必要に応じ、地元消防署へ連絡し緊急輸送を依頼する。

## 9 その他、事業所の運営に関する重要事項

1. 短期入所生活介護従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。指定居宅支援事業者・主治医への情報提供の際についても、必ず本人又はその家族等の同意を得なければならない。
2. 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
3. 事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
4. 短期入所生活介護従業者は、サービス提供を利用者に強要又は、利用者からの金品その他の財産上に利益を収受してはならない。
5. 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する次の事項を記録し、その完結の日から5年間備えておかななければならない。

### ① 管理に関する記録

イ 業務日誌

ロ 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

ハ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表

### ② 市町村等との連絡調整に関する記録

